

専決第4号

令和6年1月12日

松山市長 野 志 克 仁

令和5年度松山市一般会計補正予算（第12号）を定める専決処分について

住民税非課税世帯支援給付金及び低所得世帯こども加算給付金の給付により、物価高騰の影響を受けている所得の低い世帯を支援するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

令和5年度松山市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,776,497千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230,626,731千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		57,113,554 千円	1,776,497 千円	58,890,051 千円
	2 国庫補助金	18,127,929	1,776,497	19,904,426
歳入合計		228,850,234	1,776,497	230,626,731

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		112,311,913 千円	1,776,497 千円	114,088,410 千円
	1 社会福祉費	52,651,223	1,082,217	53,733,440
	2 児童福祉費	37,929,314	694,280	38,623,594
歳出合計		228,850,234	1,776,497	230,626,731